

平成 18 年度第 1 回液化石油ガス器具等関係基準分科会議事録(案)

I. 日 時 平成 18 年 10 月 4 日 (水) 10:00～12:00

II. 場 所 高圧ガス保安協会 第 6 会議室 (6 階)

III. 出席者 (敬称略、順不同)

主 査 小川

委 員 渡邊、内倉、井出、北條、増田、磯野

協 会 田邊、丸山、北出、金子、高橋

ガザガ 前原、宮岡、榎本、中沢、加藤

IV. 配布資料

- |        |   |
|--------|---|
| 資料 1   | 液化石油ガス器具等関係基準分科会委員名簿                                |
| 資料 2   | 技術基準作成基本方針  |
| 資料 3-1 | 規格委員会規程について   |
| 資料 3-2 | 高圧ガス保安協会規格委員会規程                                     |
| 資料 4   | 技術基準策定手順書   |
| 資料 5   | マイコンメータの技術基準変更要望提案                                  |
| 資料 5-1 | 高齢化対策についての詳細仕様 (案)                                  |
| 資料 5-2 | 使用時間遮断時間延長 (案)                                      |
| 資料 5-3 | 技術基準相違点比較表 (S 4 型)                                  |
| 資料 5-4 | 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置 (S 4 型)<br>技術基準 (案)       |
| 資料 5-5 | 技術基準相違点比較表 (E 4 型)                                  |
| 資料 5-6 | 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置 (E 4 型)<br>技術基準 (案)       |
| 資料 5-7 | 継続使用時間遮断の制限時間固定機能 仕様 (案)                            |
| 参考資料 1 | 平成 17 年度第 1 回器具省令関係基準分科会議事録                         |
| 参考資料 2 | 安全機器の保安機能維持のための共通基盤技術の調査研究 (マイコンメータの異常判断ロジックの見直し調査) |

V. 議事

1. 事務局挨拶

2. 委員紹介

資料 1 に基づき液化石油ガス器具等関係基準分科会委員の紹介を事務局より行った。

3. 小川主査挨拶

4. 副主査指名

規格委員会規程第 16 条第 6 項に基づき、液化石油ガス器具等関係基準分科会の小川主査から、渡邊委員が副主査として指名された。

## 5. 議題（１）規格策定プロセスについて

事務局から、資料２、資料３－１、資料３－２及び資料４に基づき、KHKの技術委員会改組によって導入した規格策定プロセスについて説明を行った。

## 6. 議題（２）日本ガスメータ工業会からの提案について

増田委員から、資料５、資料５－１～資料５－７に基づき「マイコンメータの技術基準変更要望提案」について説明があった。また、高圧ガス保安協会液化石油ガス研究所から、参考資料２に基づき「安全機器の保安機能維持のための共通基盤技術の調査研究（マイコンメータの異常判断ロジックの見直し調査）」について説明があった。各提案項目毎の意見交換等は、以下のとおり。

### ①端子台のオプション化について

- ・端子台のオプション化にデメリットはあるのか。

→特にはない。

- ・どのような端子がマイコンメータに設けられているのか。

→ガス漏れ警報器端子、集中監視用端子等の端子が設けられている。

- ・端子台をオプション化した場合、どの端子が搭載されなくなると考えられるか。

→第二警報器、Hライン（宅内表示盤）等が搭載されなくなる可能性がある。

- ・端子台のオプション化により、マイコンメータの価格は低下するのか。

→今回の提案は、端子台設置の自由度を要望している。価格面に反映するかは、メーカーによって差があると考えられる。

- ・マイコンメータE型の基準と整合するとあるが、マイコンメータE型で必須とされている端子は何か。

→通信端子と警報端子が必須である。

### ②高齢化対策の使用時間遮断時間の追加について

- ・高齢化対策の使用時間遮断の設定は、消費者からの要望で実施するのか。

→標準の設定では、高齢化対策の使用時間遮断は設定されていない。当該使用時間遮断は、消費者等の要望により、販売事業者が消費者間の話し合いに基づき設定するものである。この機能は、オプションであり消し忘れ対策として短時間での遮断ニーズに答えるものである。

- ・LPガスを使用する高齢者本人が、当該機能を自覚していることを想定しているのか。

→LPガス使用者若しくは家族が、当該機能を十分に理解していることが重要である。

- ・すべての流量区分で、同じ制限時間を設定する場合、流量区分毎に設定されている下限値を超過する場合はどうするのか。

→流量区分毎に設定されている下限値を超えた制限時間を設定した場合には、流量区分毎に設定されている下限値が優先して設定される。

・制限時間（15分、30分、60分、90分、120分、160分）の数字はどこからでてきたものか。  
→制限時間として160分までの幅が準備されていれば、消費者が選択可能と判断し、160分以内の時間で消費者が選択できるように各種制限時間を設けた。

・制限時間はどのように設定されるのか。  
→設定器等を用いて、消費者宅で制限時間を設定することになる。

・制限時間の決め方として、提案の方法とは別に「160分以下の任意の時間」とする方法もあるのではないか。  
→任意の時間を選べるのではなく、提案通り、いくつかの選択肢を設け、その中から選択するほうが良いと考える。

・高齢化対策よりも、消し忘れ対策としたほうが適切である。

・使用時間遮断の下限値は、どのように求められた値なのか。  
→下限値は、使い勝手等を勘案して求められた数値である。

・CO区分の制限時間が決められている場合にはどうなるのか。  
→CO区分の制限時間、20分が優先される。

### ③使用時間遮断の遠隔開閉用宅内操作器による延長機能の追加について

・遮断の予告（5分前予告）があがった場合、宅内操作器等を操作することにより使用時間遮断を延長する機能である。

・当該提案の機能は、マイコンメータSの機能なのか、宅内操作器等の機能なのか。  
→マイコンメータSの機能である。

・遮断の予告（5分前予告）は、集中監視で行うのか、それとも宅内操作器等で行うのか。  
→マイコンメータと警報器を連動し、警報器から遮断の予告（5分前予告）を行うか、集中監視センタからの連絡により、消費者が宅内操作器等を操作することにより延長する方法がある。

・遮断の予告（5分前予告）を宅内操作器等で行っても良いのか。  
→問題ない。

・高齢化対策の使用時間遮断時間が設定された場合にはどうなるのか。  
→使用時間遮断時間が160分、120分等に固定設定された場合には、時間延長はできない。

- ・延長した場合は、無制限となるのか。  
→各流量区分に設定されている下限値の時間が一度だけ延長可能となる。
- ・延長を何故1回に限定したのか、また、延長を下限値にした理由は何か。  
→延長を何回も必要とする長時間使用はないと考えるためである。また、延長を下限値にした理由は、延長した時間が分かりやすいことと、上限値に設定された場合には延長時間が長くなりすぎるためである。

#### ④マイコンメータS、E型に家庭用の4 m<sup>3</sup>/hメータ仕様追加について

- ・合計流量遮断値、増加流量遮断値は、どのように決めた値なのか。  
→上限は、マイコンメータSB・EB（4号）の数値と同じ値である。下限については、マイコンメータS・Eと同じ値である。
- ・使用時間遮断は、どのように決めた値か。  
→マイコンメータSB・EB（4号）の数値を引用している。
- ・家庭用の4 m<sup>3</sup>/hメータの基準を追加する必要性はどこにあるのか。  
→給湯器の大型化により、現在のマイコンメータSでは増加流量遮断などで不都合を生じることが予測される。このため、家庭用の4 m<sup>3</sup>/hメータの基準を追加する必要がある。また、大型消費機器の使用にも対応できる家庭用4 m<sup>3</sup>/hメータは、LPガス業界のニーズに対応できると考える。
- ・28号の給湯器のガス消費量は、どの流量区分に該当するのか。  
→13-1区分に該当する。

#### ⑤使用時間遮断制限時間の手動設定機能の追加について

- ・当該機能の選択は、誰が行うのか。  
→使用時間遮断が多い消費者において、販売事業者が当該機能を消費者に説明し、消費者が納得の上で当該機能が販売事業者により選択されることになると考えられる。
- ・警報器の接続はどのように確認するのか。  
→マイコンメータの警報器未接続防止機能を使用し接続を確認する。
- ・マイコンメータS・Eには、警報器と連動することにより、使用時間遮断を無制限とすることができる機能がある（拡張2）。今回の提案は、使用時間遮断を無制限とせずに使用時間遮断値の上限値に固定するものであり、消費者ニーズにも合致するものである。

本日審議した日本ガスメータ工業会からの提案については、特に保安上問題となる事項がないため、当該提案を反映した基準改正案等を次回の液化石油ガス器具等関係基準分科会で審議することになった。

7. その他

今回の提案資料で意見がある場合には、事務局に提出する旨の連絡があった。

以上